

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

171号
2024年8月15日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局
千葉市中央区要町2-8 DCC会館内
Tel 043-22217207
nationwidemovement@yahoo.co.jp

東京地裁宛て
行政訴訟署名

1万2611筆

(24年8月15日)

戦争を止め、社会を変える力がここにある！

11月3日は日比谷野音

東京・日比谷野外音楽堂で11月3日、今年も「全国労働者総決起集会／改憲阻止！1万人大行進」が開催されます。戦争を止め、社会を変える力がここにある、を体现する集会として成功させよう。



世界の闘う労働組合と連帯して世界戦争を止めよう！

東京・日比谷野音で全国労働者集会を開催します。

呼びかけ労組の港合同には、民事再生法を利用した選別解雇攻撃がかけられ、関生支部に対しては湯川委員長に懲役10年の重刑が求刑されています。JRで開始された労組なき社会化攻撃は労働組合・労働基本権を基礎とした労働法制の転覆を狙う攻撃となつてエスカレートしています。

戦争政治と対決を

ウクライナ戦争は、世界戦争・核戦争の危機を高めながら長期化・泥沼化し、イスラエルによるガザへの攻撃はその残虐さを増し、日米安保は対中国侵略戦

争へ指揮・統制機能の一体化を進めています。沖縄・南西諸島のミサイル配備・出撃基地化の中で米軍の暴行事件の激発と隠蔽に怒りが爆発しています。有事に際して国が地方自治体に対し網羅的に指揮権を行使できることを定めた地方自治法改

闘う労働組合を今こそ時代の最前線に登場させなければならぬ



闘う労働組合を今こそ時代の最前線に登場させなければならぬ。闘う労働運動をやらせよう！

第一に、労働者の未来をめぐり、関生支部弾圧、港合同つぶしの攻撃、JR資本を先とした「労組なき社会化」攻撃を粉砕に全力で闘います。

第二に、新自由主義を終わらせるために闘います。労働法制改悪攻撃との闘います。

第三に、労働組合の最も重要な任務として戦争反対の闘いに立ち上がります。

第四に、国境をこえた労働者の国際連帯闘争をさらに発展させます。集会には、韓米伊独ミヤンマーなど多数の海外・滞日の代表団が参加します。

ぜひとも11・3日比谷野音にお集まりください。

証人申請も却下し審理終結の反動指揮

東京高裁で7月19日、65歳以降の雇用延長拒否・動労千葉排除をめぐる裁判闘争(第1次訴訟)の控訴審が行われた。

一審(千葉地裁)では、団体交渉でウソの回答を行った経緯などは明らかにしていない。裁判ではCTS側の団交の詳細を知る人物などの証人申請を要求した。しかし裁判長は即座に審理終結を宣言し、結審を強行した。

一審判決は「65歳以降の雇用継続の慣行はなかった」「管理職の雇用延長は優遇や差別ではない」という反動判決だった。しかし、現場の要員は不足し、中途退職も止まらない中で他のグループ会社では雇用延長が行われている。CTSだけが動労千葉を排除するためには一切雇用を拒否し続けているのだ。

CTSは動労千葉排除を目的に現場労働者の雇用延長を拒否しながら、管理職だけは都合よく雇用延長している。こんなことを許すことはできない。

JR・CTSは希望者全員の雇用延長をただちに実現！ 職場闘争と一体で裁判・労働委員会闘争勝利まで闘いぬこう。判決日は9月25日(水) 13時30分。

結審強行と暴力的退廷弾劾！

国鉄1047名解雇撤回裁判控訴審

国鉄1047名解雇撤回裁判が7月31日、東京地裁で行われ、デモを闘い、1268筆(計1万2611筆)の署名を提出した。

裁判では、組合側からは改めてJR設立委員会が正式決定した不採用基準が不当労働行為と確定し、不当解雇の責任がJRにあることを明らかにした。

7月3日の優生保護法をめぐる最高裁判決では、除斥期間(一定の年数が経つと法的に争うことができな

くなる)を理由に国が責任を逃れることを「著しく正義・公平の理念に反し容認できない」と国の賠償責任が認められた。

分割・民営化における不採用・解雇の過程では、本州の採用候補者名簿に動労千葉組合員を含む全員が記載されていたことも、不採用基準が直前になって策定されて名簿から排除されたことも隠されてきた。

JR東前社長の深澤はこの名簿からの排除を直接担った人物であり、JR東の発足後も組合員の採用を拒否し続け、社長にまでなった。不当労働行為の真実をすべて知りながら、事実を隠ぺいして不採用を継続し、責任を逃れることは許されない。

新たな最高裁判決を根拠に、「除斥期間」を理由に責任逃れを認めると訴えた。

不採用基準策定を話し合った密会、名簿からの排除の過程を具体的に知っているのが井手元JR西会長と深澤だ。2人の証人採用を改めて要求し、真実を明らかにすることは裁判所の責務だと追及した。

ところが裁判長は、証人申請を却下することさえせずに結審と言いつつ出たのだ。あまりに不当な訴訟指揮を傍聴席から弾劾された裁判長は「裁判は終了した」と言いながら法廷に居残り、だが、「証人を採用しろ」と言

明しろ」の声に何一つ応えられない。傍聴席は静かに「出ていってくれ」と繰り返すばかりだった。挙げ句、廷吏を動員して暴力的に排除するにいたった。

国とJRを擁護するために真実を隠蔽し、何一つ説明することもなく暴力的に排除するのが今の裁判所だ。

戦後最大の労組解体攻撃であり改憲・戦争攻撃であった国鉄分割・民営化を断固粉砕する闘いを改めて宣言する。今こそ国鉄1047名解雇撤回をかちとろう！ 11・3労働者総決起集会6千人結集を実現しよう。

※組合主張の一部を裏面に掲載

拡大抑止1米日核軍拡を許すな

8・6原爆ドーム前集会禁止はね返す

8・6ヒロシマ闘争は、原爆ドーム前での集会禁止をめぐる大きな攻防となった。

この数年、右翼の動員や挑発を口実に原爆ドーム前集会を禁止する動きが強まっていた。2月27日、松井広島市長、日本会議と自民党議員らの結託で広島市議会で請願が採択され、翌28日に昨年8・6に参加した5人が不当逮捕された。

広島市は、今夏8・6の平和公園全体の入場規制を打ち出し、原爆ドーム前集会も禁止された。だがヒロシマ大行動実行委の追及によって「集会禁止に法的根拠はない。お願い」でしかないことも明らかに。しかし公園管理を口実に市職員と警察機動隊を動員して集会圧殺を狙った。

前日から徹夜の原爆ドーム前座り込みが始まった。6日早朝、市や機動隊の弾圧策動を打ち破り、集会は昨年を大きく上回る650人であちとちられた。世界ではウクライナやガザをめぐり核使用の恫喝を為政者が公然と行い、東アジアでは従前の「米国の核の傘」をエスカレーションさせ、米国の核戦略を日米同盟に全面的に拡大・強化する「拡大抑止」を打ち出すなど、世界中で核軍拡競争と核戦争の危機が激化している。ヒロシマ・ナガサキが巨大な国際政治の歴史の文脈の中であらためて焦点となっている。



戦後、朝鮮戦争で米トルーマン大統領が原爆使用が宣言される状況下の1950年8月6日、占領軍の命令で広島は集会も慰霊祭も禁止された。被爆者や市民らはゲリラ的に抗議行動が関わった。それを彷彿とさせる闘いとなった。

国鉄1047名
解雇撤回裁判

東京地裁は井手・深澤を証人採用せよ

7月31日に東京地裁で行われた国鉄1047名解雇撤回裁判で組合側が提出した準備書面のうち除斥(時効)と証人に関する部分を紹介します(見出しなど一部を事務局が加工)。

第3. 訴訟参加人が採用義務を負う原告高石らを採用しなかったことは労組法第27条第2項にいう「継続する行為」にあたる

■ 原告委及び中労委は、原告らの救済命令申立に対し、労組法第27条第2項の申立期間を過ぎていることを理由に却下した。

しかし、同条項による効果を認めるのが著しく正義・公平の理念に反する特段の事情がある場合には、条項にもかかわらず、不当労働行為が撤回され、あるいはその効果が消滅するまでの間、不当労働行為が継続したものと認め、当該不当労働行為の申立期間を開始しないものとすべきである。

労組法第27条第2項の期間制限同様、権利行使の期間制限の効果をもたらす、平成29年法律第44号による改正前の民法第724条後段につき、最高裁判所の旧優生保護法国家賠償請求訴訟判決は、請求権が除斥期間の経過により消滅したものとす



るべきである。①立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによつて関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ないこと、②国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえないこと、

③国が48年もの長期間にわたり国家の政策として多数の者に重大な被害をもたらしてきたものでその責任は極めて重大なものであること、④原告に請求権の行使を期待することが極めて困難な状況が続いたこと、⑤国は速やかに補償措置を執るべきであったのに損害賠償責

不当労働行為責任の免責は正義・公平に反する

任を前提とする補償を拒み続けたことを理由に、訴えが除斥期間の経過後に提起されたとしたことの一事をもって請求権が消滅したものと認めることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができると解するのが相当であるとした。

同判決は、優生保護法及び平成8年改正前の母体保護法に基づき生殖を不能にする手術を受けた者から国に対する賠償請求権について、

①立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによつて関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ないこと、

②国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえないこと、

③国が48年もの長期間にわたり国家の政策として多数の者に重大な被害をもたらしてきたものでその責任は極めて重大なものであること、

④原告に請求権の行使を期待することが極めて困難な状況が続いたこと、

から正式に各労働組合に説明があった(同)。また、翌29日には、国労の要請活動に対し、橋本龍太郎運輸大臣が、採用につけて所属する労働組合による差別がないよう特別に留意するといった内容の、国会における特別決議を尊重するということが、労働処分、職員管理調書については選別の基準としないということ述べた(同)。動労千葉の12名を含め、本州でJR各社に不採用となった117名の氏名が、1987年の1月の末か2月の冒頭までは採用候補者名簿に記載されていた(同)。

ところが、その後、齋藤委員長が井手室長と葛西次長に命じて作らせた本件不採用基準により、採用候補者名簿が作り直され、原告高石らは同名簿から削除された。当該名簿は1987年2月12日の第3回設立委員会承認され、原告高石らは不採用とされた。

原告高石らは、解雇撤回・原職復帰を訴え訴訟参加人に対し要求し、訴訟参加人が拒否すると労働委員会に解雇撤回・原職復帰を求めて救済命令を申し立てた。労働委員会段階では救済命令が出されたが、訴訟では、訴訟参加人と国鉄は別法人であることを理由に救済命令が取り消され、原告高石らの請求は棄却された。

原告高石らは、清算事業団を引き継いだ鉄建公団、鉄建運輸機構に対する訴訟を提起した。その訴訟の証人尋問において、伊藤補佐から、前述のように原告高石らが当初、採用候補者名簿に記載されていたこと、それが1987年1月末か2月冒頭に新たな基準が作られて名簿を

作成するよう指示があり、名簿を作り直したことが証言された(同)。新たな採用候補者名簿の作成に当たっては、伊藤補佐に加え、現在の訴訟参加人の会長である深澤祐二補佐(以下「深澤補佐」という)と澤田補佐の3人で分担して、それぞれ担当する鉄道管理局に葛西次長の指示を伝えた(同)。深澤補佐は、JR各社発足後、訴訟参加人JRの人事部に配属され、その後、人事部長にもなっている(同)。

このように、不当労働行為とされた本件不採用基準の策定とその適用に関わった深澤補佐が、国鉄の分割・民営化後に訴訟参加人の人事の責任者としてさらには代表取締役となつて、本来なすべき解雇撤回原職復帰の要求を拒み続けている。本件は、

⑤訴訟参加人は原告らに不当労働行為の事実を隠蔽し、国鉄分割・民営化後現在に至るまで訴訟参加人自身の責任を認めないこと等に鑑みると、訴訟参加人の不当労働行為責任を免れさせることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合にあたる。

したがって、不当労働行為の撤回も、その効果の消滅も生じていない現時点では、不当労働行為が継続しており、終了していない。よつて、原告らの不当労働行為救済命令申立ては適法であり、申立てを却下した県労委決定、当該決定を維持した中労委決定は取り消されるべきである。

以上のとおり、井手室長は、齋藤委員長の指示を直接受け、本件不採用基準を策定したものであり、現在では本件不採用基準の策定の唯一の生存当事者である。したがって、設立委員会による不当労働行為の立証には欠かれない証人である。

深澤補佐は本件不採用基準の策定・適用に井手室長の部下として関わった者であり、訴訟参加人の前代表取締役であり、JR各社発足直後から訴訟参加人の人事部長等を歴任した者である。したがって、原告高石らの

解雇撤回・原職復帰等の要求への対応、その間、本件不採用基準の策定の経緯等を隠蔽していることについて知悉している立場の者であり、不当労働行為及びその継続性の立証のため、欠かれない証人である。

したがって、原告高石らの解雇撤回・原職復帰等の要求への対応、その間、本件不採用基準の策定の経緯等を隠蔽していることについて知悉している立場の者であり、不当労働行為及びその継続性の立証のため、欠かれない証人である。

第4. 証人尋問申請